

徳島県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 8	阿南小松島	小松島市立江町字清水一八六番一 地先から 同 字松本九番一 地先まで 小松島市立江町字万代二番一 〇地先から 同 字塩瀬二六番 三地先まで	一六一・〇 五一・七	令和六年七月二十三日